

業者のみなさん
確定申告の時期です
 ご心配ありませんか？

税務署に行くまえに
まずここにきて安心



税金に強い 民商へ



こんな時は
 いますぐ
 ご相談を！

- 税務署から
 申告のことで
 呼びだされている
- 税務署から
 事業内容の
 お尋ねがきた
- 申告対策を
 どうすればよいか
 不安
- はじめて、消費税の
 申告をするように
 いわれた
- 帳面のつけ方や
 決算で
 困っている
- 税務署が調査に
 やってきたので
 心配

お気軽にお電話下さい

新庄民主商工会
 新庄市金沢2484
 ☎23-1800

税金は自分で計算し、納得して申告するものです

税務署の お尋ね 呼び出し に応ずる義務はありません
(「強制力は全くありません」と国税庁が民商に回答)